

【柔道整復師のかかり方】

柔道整復師の正しいかかり方について

施術所（整骨院、接骨院）に「各種保険取扱い」と表示されていることがありますが、組合員証を使用する際には健康保険の適用となる範囲をご理解の上、適切な受診をお願いいたします。

〈組合員証が使える場合〉

- 骨折、脱臼
 - 打撲、捻挫、挫傷（肉離れなど）
- ※急性又は亜急性（急性に準ずる）の外傷性による症状の場合のみ。
※骨折、脱臼については、応急手当の場合を除き医師の同意が必要です。

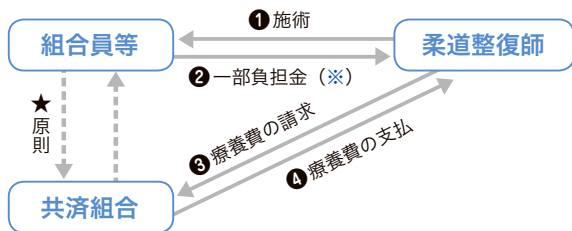
〈組合員証が使えない（全額自己負担となる）場合〉

- 単なる（疲労性・慢性的）肩こりや筋肉疲労
- スポーツなどによる筋肉疲労
- 病気（神経痛、リウマチ、ヘルニア等）からくる痛みやこり
- 同一の負傷等で、医療機関でも治療中の場合
- 脳疾患後遺症などの慢性病
- 症状の改善が見られない長期の施術
- 慰安目的のマッサージ代替りの利用

組合員自ら共済組合へ療養費を請求する「償還払い」が原則（下図★印）ですが、柔道整復師が組合員に代わって共済組合へ請求する「受領委任」（下図②～④）という方法が例外的に認められています。

柔道整復師が共済組合へ請求するための「柔道整復施術療養費支給申請書」に署名又は捺印する際は、負傷日・負傷部位・施術日数などの記載内容をよく確認してください。

受領委任の流れ



※組合員証の自己負担割合と同様（通常3割）



問合せ先

給付貸付課短期給付係

03-5320-6827